

◆戸田由紀子議員

議席番号9番、会派四街道21の戸田由紀子です。本9月議会は小池市長さんが倒れられるというアクシデントで、市長さんのいすが空席のまま過ぎており、一抹の寂しさを感じております。一日も早く私たち市民の前にその姿を見せていただきたいと切に願っております。一日も早いご回復をお祈りいたします。では、質問に移ります。

1、よりよい図書館サービスを願って。地域住民の文化を支え、利用者一人一人の成長を支えるための図書館サービスは、建物が整備され、資料が用意され、専門の職員が配置されることから始まります。本市の図書館は1983年、昭和58年、市民の学習する権利を保証することを目的に設置され、26年が経過しました。2003年には指定管理者制度が創設され、本市の図書館も市民サービスの向上、経費削減を目的にその対象施設となっています。私は、図書館に指定管理者制度はなじまないと考えておりますが、指定管理者制度の導入いかに問わず図書館サービスの向上を図るべきであり、赤ちゃんからお年寄りまで市民の利用したい図書館を目指して管理運営のあり方を問い直すよい機会でありますので、以下伺います。

①、本市の図書館の設置目的を具体的に。

②、設置目的を達成させるための事業計画、サービス計画、改善計画、整備計画などはありますか。

③、図書館協議会の役割。

④、市民ニーズを的確に反映させるには運営への市民参加が必要と思われませんが、利用者懇談会などはありますか。

⑤、資料費が減額される自治体が多くなってきていますが、資料費に対して本市の考え方は。また、千葉県内の公立図書館サービス指標が出されていますが、本市の状況をどう分析されましたか。

⑥、委託化と指定管理者制度導入について、導入するのか、しないのか、結論を出すまでのプロセスとタイムスケジュールを伺います。

2、住みなれた地域で安心して暮らし続けるために。厚労省は4月から実施されてきた新基準による要介護認定を再び見直し、10月から改定新基準が適用されることになりました。4月の新基準スタート直後、更新の方には経過措置がとられましたが、新規の認定者には経過措置が適用されず、不要と判定される割合も増え、新介護難民という言葉が生まれました。振り回される当事者の方の困惑と不安、半年で改定せざるを得ない現状を見るにつけ、国の猫の目行政に怒りと不安を覚えます。このことは一方で、介護保険制度は国の指示のもとに実施せざるを得ない措置制度に戻りつつあるとの認識を改めてしたところです。市町村で取り組める事業の充実が早急の課題であると考え、以下お聞きします。

①、4月からの要介護認定の実態と対応をお聞きします。

②、地域包括支援センターに対して、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるためにその役割に期待しております。その役割は介護予防マネジメント、総

合相談支援によるニーズの把握、包括的、継続的ケアマネジメントの支援、虐待防止、発見などの権利擁護の4つがありますが、それぞれの現状を伺います。

③、介護保険サービスだけでは自宅で暮らし続けることが困難な方に対して、インフォーマルなサービス、例えば配食サービスや助け合いなど、また地域医療など必要なサービスをつなぐ地域包括支援センターの役割が重要であると考えますが、見解をお聞かせください。

3、学童保育のあり方。市が発行しているこどもルームのご案内によると、こどもルームは保護者が仕事や看護などのために昼間家庭で保護ができない小学生に放課後や夏休みなど、学校休業日に遊びや生活の場を提供して子供たちの生活を守る施設でありますとの説明がされています。本市のこどもルームは、設立以来父母の会と行政のたゆまぬ努力によりハード面、ソフト面ともにきめ細やかな対応がされて、市内外より高い評価を受けていることは大変喜ばしいことと受けとめております。今日の社会的背景から働く親が増え、また女性の社会進出を支える面からもこどもルームの利用者は増加傾向にあること、また指定管理者制度が導入されたことにより現在の学童保育の水準を維持した運営をいかに継続させるのかが重要な課題となっています。そこで学童保育のあり方について以下4点お伺いします。

①、入所要件。

②、待機児童。

③、放課後子ども教室との一体化についての考え方。

④、2011年度以降の管理運営についての検討状況とタイムスケジュール。

4、教育問題。

①、新学習指導要領の円滑な移行に向けた予算措置の考え方。

②、来年度使用する中学校の歴史教科書の採択について本市の考え方と採択が決まるまでのプロセス、市民参加、情報公開、説明責任はどうなっているのかお聞きします。

5、市民参加と市民協働。

①、本市においては市民参加条例と市民協働指針に基づき、市民参加と市民協働を推進していますが、市民参加と市民協働では行政のかかわり方に違いがありますか。あるとすればどういうことでしょうか。

②、市民活動を活発にする施策として、地域づくりの補助、助成の見直しがありますが、現在までの進捗状況について伺います。以上で壇上からの質問を終わります。

◎教育部長（三浦光行）

私からは第1項め、よりよい図書館サービスを願ってについてと、第4項め、教育問題について順次お答えいたします。まず、よりよい図書館サービスを願ってについてでございます。

①の公共図書館の設置目的につきましては、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保有して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエー

ション等に資することを目的とする施設であります。

②の図書館整備計画につきましては、昨日の清水清子議員にお答えしたところでございます。なお、サービス計画、改善計画はございませんが、逐次サービス内容などを検討し、改善しております。

③の図書館協議会の役割につきましては、図書館協議会は図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館方針について館長に意見を述べる機関としての役割がでございます。

次に、④の住民参加の方法についてでございます。市民ニーズの反映についてはアンケート調査等により把握しており、結果については図書館協議会に報告し、ご意見を伺って市民ニーズの反映に努めておりますので、新たな組織である利用者懇談会の設置は考えておりません。

⑤、資料費とのご質問ですが、20年度の図書資料購入費は約2,000万円で、1万1,232冊を図書資料として購入しています。財政状況が厳しい中ですが、今後も予算確保に努めてまいりたいと考えています。

また、千葉県内の公立図書館サービス指標に基づく本市の状況については、6項目中3項目が県平均に達しておりませんので、原因の分析に努めてまいりたいと考えております。

⑥、委託化と指定管理者制度につきましては、これまで図書館協議会等でも協議してまいりましたが、今後の市財政状況等を踏まえ、一部業務委託の導入や指定管理者制度の導入による効果や課題について検討を進めております。現在教育委員会事務局案を取りまとめていますが、図書館協議会、社会教育委員会のご意見を伺いながら教育委員会の方針を決定し、行財政改革推進本部に報告していく予定です。スケジュールとしては、今年度中には方針を定めたいと考えております。

教育問題についてお答えします。

まず、新学習指導要領の円滑な移行と教育予算についてお答えします。小学校では平成23年度、中学校では平成24年度に新学習指導要領が完全実施となります。今年度はそれに伴う移行期間で、各小中学校においては各教科における言語活動の充実、理数教育の充実、道徳教育の充実、小学校での外国語活動の導入など教育課程の編成全体を通して移行は順調に行われています。

なお、教育予算の措置については、市として小学校への外国語活動アドバイザーの派遣や移行期のための教師用指導書の購入を行っています。

また、国の平成21年度補正予算として示された理科教育設備費等補助金を活用し理科備品を整備するとともに、安全安心な学校づくり交付金を活用して校内LANの整備を、学校通信技術環境整備事業補助金を活用して各学校へのデジタルテレビの設置や、児童生徒用及び教職員用パソコンの整備を予定しています。さらに、緊急雇用創出事業に伴う補助金も活用し、小学校における外国語活動の支援のための補助員の配置を予定しています。これらの措置によって移行期の教育予算にかかわる体制整備に努めてまいりました。

次に、本市中中学校で来年度使用する歴史教科書の採択についてお答えします。平成22年度使用中中学校教科書のうち文部科学大臣の検定を経た社会科歴史教科書を含

む9教科16種目の教科用図書について採択を行いました。市町村立の小中学校で使用される教科書の採択の権限は市町村教育委員会にありますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、地区内の市町村が共同して採択することになっています。

本年度は9社から発行された歴史教科書について、印旛採択地区協議会によって選任された専門調査員の調査研究資料をもとに平成22年度教科用図書採択案を選定しました。本市では、その選定結果を教育委員会会議で審議しました。その結果、現行の歴史教科書を採択したところです。

なお、採択結果については市教育委員会ホームページに掲載しております。以上でございます。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

私からは2項目め、住みなれた地域で安心して暮らし続けるためにと、3項目め、学童保育のあり方についてお答えいたします。

初めに、2項目めの1点目、要介護認定の見直しと改定新基準については、本年4月に要介護認定の認定調査の判断基準と、第一次判定ソフトが改訂されたところですが、軽度に判定されるのではないかとの意見を踏まえて、希望する方には従前の介護度のままの判定とすることが可能な経過措置が設けられました。これにより4月以降に更新申請された方の要介護度認定に関しましては特に利用者の混乱はありませんでした。その後、国において要介護認定の見直しにかかる検証・検討会を設置し、全国のデータを集積して検討した結果をもって、本年10月から改めて認定調査の判断基準のみ再度の変更を行うこととなっております。市としましては、4月の要介護認定の見直しに当たりまして認定調査員の研修を重ね、また認定審査会委員への情報提供を行うなど、適正な要介護認定の実施に努めてきたところであり、10月からの見直しにつきましても同様の準備を進めている状況でございます。

次に、2点目の地域包括支援センターの役割と課題についてですが、地域包括支援センターは介護保険法により設置が義務づけられ、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーといった専門職を配置した高齢者の地域での生活を総合的に支えていくための拠点でございます。役割の一つとしては、まず介護予防ケアマネジメントですが、これは要介護状態となるおそれの高い高齢者の方が要介護状態になるのを予防するために、心身の状況などに応じた介護予防事業への参加を進めるなどの支援を行うものです。平成20年度は同事業への参加に37件の介護予防プランを作成しました。

2つ目の役割としては、総合相談支援ですが、高齢者の保健、医療、福祉などについて継続的な、専門的な総合相談を行っております。地域での相談窓口を在宅介護支援センター3カ所に委託をしており、平成20年度において総件数は5,554件、相談内容で一番多かったのは介護、日常生活に関する相談でございました。

3つ目の役割は、包括的、継続的マネジメント事業です。地域ケアマネジャーの直接支援のほか、後方支援としてサービス事業者間のネットワークづくりを行って

います。平成 20 年度はケアマネジャーの質向上のための研修会開催や訪問介護事業所連絡協議会の設立支援を行いました。

4 つ目の役割は、権利擁護事業です。高齢者の虐待防止に関する啓発、早期発見、予防、対応や成年後見制度の利用相談、申し立てなどの手続の支援です。平成 20 年度は本市において高齢者虐待防止ネットワークを立ち上げたこともあり、高齢者虐待に関する相談も数多く寄せられ、計 46 ケースについて市、高齢者支援課とともに必要な対応に努めました。

以上のおり地域包括支援センターの役割が要介護高齢者等の地域での生活を包括的に支援するものであることから、公的サービス以外のインフォーマルなサービスとしてのボランティアや NPO 法人の活動と連携し、地域の社会資源を有効に活用した包括的支援を行っていくことは不可欠でございます。つきましては、今後地域におけるさまざまなサービスが高齢者のニーズや状態に応じて適切に、かつ包括的に提供されるよう地域包括ケア体制の構築や広域的な支援体制の整備を図っていくことが重要な課題であると考えております。

次に、3 項目め、学童保育のあり方の 1 点目、入所要件についてですが、四街道市こどもルーム条例第 7 条に規定しており、入所できる児童は市内の小学校に就学していること、保護者の労働、疾病、その他の理由により適切な監護を受けられないこととなっております。

2 点目の待機児童についてですが、同条例施行規則第 2 条第 2 項におきまして、定員を超えても入所させることができると規定しており、これにより定員を超えて受け入れを実施しているルームもあり、現在待機児童は発生をしておりません。

3 点目の放課後子ども教室の一体化についての考え方ですが、地域社会の中で放課後や週末等に子供たちが安全で安心して健やかにはぐくまれるよう文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業を一体的、あるいは連携して実施するものとして平成 19 年度に放課後子どもプランが創設されましたが、放課後子ども教室はすべての子供の居場所づくりが主たる目的であり、またこどもルームは昼の間家に保護者のいない児童の生活の場の確保が目的でありますので、保護者や子供のニーズ、活動内容も相違しており、即座に一体的な取り組みを行うことは難しいと考えております。市では、現在放課後子ども教室は中央小学校やコミュニティーセンターを活動の場として 3 事業が実施されており、またこどもルームは一部合同設置はありますが、市内小学校の児童がそれぞれの学校で利用できるように設置されております。このような中で、中央こどもルームの児童が放課後子ども教室に参加したりしているケースも見受けられますので、今後相互に事業の促進を図りながら、連携して検討していくべきものと考えております。

次に、4 点目の 2011 年度以降の管理、運営についての検討状況とタイムスケジュールについてですが、こどもルームの運営につきましては、現在学童保育所父母の会が指定管理者として行っており、父母の会からは以前より社会福祉協議会での運営の要望が上がっております。市では社会福祉協議会に父母の会の要望を伝えるとともに、昨年実施いたしましたこどもルームの指定管理者の公募におきまして、応募者がいなかったことからあわせて同事業の運営について検討を依頼したところで

あり、現在社会福祉協議会では事業内容等の検討を行っていると同っております。

タイムスケジュールですが、22年7月には23年度以降の指定管理者の募集内容にかかわる審査を依頼することになりますので、22年度当初より管理運営経費等の算出作業に入ることから今年度中に管理運営方針を決定しておく必要があると考えております。以上でございます。

◎経営企画部長（神宮勉）

私からは5項めの市民参加と市民協働につきましてお答えをいたします。

まず、1点目の市民参加と市民協働では行政のかかわり方に違いがあるか。あるとすればどういうことかに関しましては、端的に申し上げますと、市民参加は行政と市民との関係で成り立っているのに対しまして、市民協働は市民活動団体相互の関係もしくは市民活動団体と行政との関係により成り立っているという違いがございます。また、市民参加におきましては、市民の意向を政策に反映させるために主に意見聴取を行うものでございますが、市民協働におきましては市民とともに地域づくりを担うという観点から主に事業の実施を行うものであるという違いがございます。市民参加は、市民と市の機関とが情報を共有し、市民が公共性、公益性を踏まえた上で行政に参加する権利を保障する制度でございます。一方、市民協働は、区、自治会やNPO、ボランティア団体、文化スポーツ団体、事業者などの市民活動団体が市とともに四街道の地域づくりを担う姿と位置づけております。市民参加と市民協働では、行政のかかわり方に違いはございますが、今後の市勢進展に向け両制度がそれぞれ効果的に機能するとともに、場合によっては連携し合うことが大切だと認識しております。

続きまして、2点目の市民活動を活発にする施策の関係でございますが、みんなで地域づくり指針の4項目め、みんなで地域づくりを進めるための施策の中に、地域づくりの補助、助成の見直しを位置づけております。その内容は、各課がそれぞれ持っている地域づくりの補助、助成の仕組みを見直し、より効果的に使える形に再編いたします。また、区、自治会とNPO、NPOと事業者など異なる主体が協力することを促進するようなものにしますと記載しております。この点につきましては現段階では未着手でございます。私からは以上でございます。

◆戸田由紀子議員

ありがとうございました。それでは再質問させていただきます。まず、図書館に関してですが、目的、それからその設置目的を達成するための計画について云々伺いました。それで、今回図書館サービスをとにかく向上させるためには、今の現状をきちんとつかまなければいけない。現状のサービスがどうなっているのかをつかまなければいけないと思っております。壇上でも申し上げましたように指定管理者制度を導入するしないにかかわらず、設置目的を達成するためにぜひ図書館サービスの向上を図っていただきたいと思ひまして、県内の公立図書館のサービス指標に

についてお伺いいたしました。3項目が県平均に達していないということですが、その3つはどのような内容なのかをお願いします。

◎教育部長（三浦光行）

お答えをいたします。まず、個人貸し出し登録率、それから個人貸し出し冊数、そして3つ目が専任職員1人当たり貸し出し冊数と、その3点でございます。

◆戸田由紀子議員

そうです、その3つです。特に個人の貸し出しに関しての部分のデータが県の平均を下回っているというところは、やはりこの図書館が市民にとって利用しやすいものではない。利用しにくいと感じている人が多いということではないかと思うのです。このデータの中で資料購入に必要な図書費は県の平均、1人205円というのを上回って、本市は227円ということで、これは年々減額している市町村が増えている中で四街道は頑張っているなということがわかるのですけれども、こういうとにかく利用に関してが非常に利用率が低いというところ、ここのところはもう少し工夫が必要ではないかと思うのですが、これについて何か分析されて、その原因というのでしょうか、何か課題があるとしたらどういうものなのか教えてください。

◎教育部長（三浦光行）

詳しい分析については、現段階ではまだこれからということでございますけれども、例えば最も低い個人貸し出し登録率、この数字についてはある意味で統計数字をどのようにとらえるかというものが大きく影響しているのではないかとということがありまして、例えば当市の場合は累計の数字から期限切れや二重登録、あるいは転出再発行、そういったものについては無効件数として省いて数を把握しているのです。ところが、他市の中では、いわゆる今私が本市では除いているというようなものも一緒に累計した数字で出しているというようなところもあるというような話も聞いておりますので、四街道市が確かに物すごく低い数字になっておりますけれども、一概にすべて同じ条件の中で調べられたものではないというようなこともあるというふうに聞いておりますので、その辺きちんとした状況も含めて分析していかなければならないなど、そういうところで今考えているところでございます。

◆戸田由紀子議員

ただ数字そのものをどうこうというところが非常に難しいところがあると思います。ただ、この個人貸し出し登録率、県平均は38%、これ平成19年度の資料なのですけれども、38%、でも四街道はその半分以下の16.5%なのです。最高の佐倉は61.9%、この数字がかなり開きがあるのです。確かに佐倉の図書館はとても児童書

がそろっているところで、私の友達なんかも登録して利用している方います。千葉市の図書館もそうです。だから、そういうことを差し引いたとしても、余りにもこの数値が低いというところでは、再度これなぜなのか、なぜこんなに登録が低いのか。この登録も年々下がってきているのです。過去のデータを見ますと。だから、そういうこともちょっと、近隣に新しい図書館ができたということも一つの原因かと思えます。でもやはりそうではなく、なぜなのだろうというところを、もう少し数字から浮かび上がった実態を検証していただきたいと思えます。

それから、貸し出し数、1人当たりの貸し出し数もちょっと低いのですけれども、これの県の平均が1人当たり5.56冊、このトップが横芝光町、23.2%、約4倍です。ここの横芝光町の町立図書館は、かなり市民が利用したくなるにはどうしたらいいかというところでいろいろな工夫をされていると伺っています。実は私もまだちょっと行ったことがないのですけれども、いろいろな工夫をされているということもちょっと本で読みました。ですから、こういうところを視察などして、それとあと、ここの四街道市民の方の声を聞くことも大事だと思うのです。市民の声を聞きながら、ぜひサービスの向上に役立てていただきたいと思えます。そのためにはもう少し市民の声を聞く、利用する方はもちろんですけれども、利用しない方の中にやはりこうしてほしい、ああしてほしいという要望があるのではないかと思うのです。ですから、利用していない方の意見を聞くということはいかがでしょうか。

◎教育部長（三浦光行）

そういった視点も大事なことだとは思っております。ですから、例えば今後図書館整備計画等ございますので、そういう中には反映させていく必要のある項目だと、そのように考えているところでございます。以上でございます。

◆戸田由紀子議員

ぜひ利用者懇談会などを開いていただきたいと思えます。それから次に、サービスの中身で、利用率がちょっと、利用者アンケートで年代別利用の低かった若者、青少年、この人たちが図書館に行ってみたいと思えるように資料をそろえ、必要なスペースを確保するなどヤングアダルトサービスを積極的に取り入れていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

また同時に、視覚障害者の方へのサービス、このサービス提供の場として対面朗読があります。でも本市の対面朗読室は防音設備が悪く、外に声が聞こえてしまいます。朗読するのにとても気を使わなければなりません。また逆に、ボランティアグループの人たちが議会だよりなどをテーブルに吹き込む作業をしているのですけれども、外の車のクラクションの音など大きな音が入ってしまうのです。そうするとやり直しをしなければなりません。この防音設備の整備についてこれまで何度もお願いしているのですが、具体的に工事の予定はありますでしょうか。また、バリアフリー、一人で利用するには障害のある方にとって図書館のバリアフリーというところ

ころはとても望むところだと思いますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

◎教育部長（三浦光行）

まず、ヤングアダルト対策ということでございます。ご承知のとおり本市の図書館については、閲覧室だけでも3階の構造になっているということでございますので、なかなか児童図書コーナーが地下にあるということを考えて、そこへ高校生の利用云々となると、どうしても非常に難しいものがあるのだと思います。高校生あたりだと一般に近いものもあったりとかいろいろありますので、現在の3構造といえますか、閲覧室が、そういう中でのものについては、動線のことからも考えてなかなか厳しいものがあるというふうに認識しているところでございます。

ただ、レファレンスとか、あるいは選書の段階ではそういう若者向けの本についても購入はしますし、問い合わせがあればこたえていくという、そういう対応については努めているところでございます。

対面朗読室でございませぬけれども、名前のとおり基本としては本を読むことができないという視覚障害者等のための部屋ということで開設されているということで私もまずとらえているところでございます。ですから防音関係のことについてはちょっと厳しいものがあるのかなというふうに今考えているところでございます。

以上でございます。

◆戸田由紀子議員

済みません。今の対面朗読室なのですけれども、とにかく声を出すとその声が外に響いてしまうのではないかということでもとても気を使う。ですからテープを吹き込むだけではなく、本来の目的である対面朗読についてももう少し防音が必要ではないかと思っておりますので、これは要望させていただきます。

次に、委託と指定管理者制度についてですが、今年度中には報告をまとめ、行革のほうへ報告したいということだったのでしたけれども、これは何回ぐらい検討されてきましたか。教育委員会の庁内、あるいは図書館協議会で、この指定管理者制度について。

◎教育部長（三浦光行）

何回という具体的な数字は今申し上げることはできませんけれども、この問題が、要は課題、四街道市の厳しい財政下においてサービスの向上と厳しい財政への対応という視点からの指定管理者制度も含めた管理運営のあり方が検討ということでテーブルに上ってから必要に応じてといえますか、検討課題として教育委員会でもそうですし、あるいは図書館協議会でもそうですし、さまざまな場面で検討しているところでございます。以上でございます。

◆戸田由紀子議員

2008年に社会教育法が改正されたときに、衆議院と参議院で図書館への指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討することの附帯決議がつけられました。この弊害についてこれまで検討されてきたのか、そして、もしされてきたとすればどのような弊害があるのでしょうか。

◎教育部長（三浦光行）

お答えをいたします。弊害というとらえ方といいますか、その課題といいますか、やはりサービス向上と財政の厳しいものをどういうふうに両立させていくかという観点での検討をしてきていまして、その中で現在のサービスを向上させるためにいわゆる一部業務委託あるいは指定管理者によるさらに効率的な運営を目指すというようなことが、やはり当市にとっては必要ではないかということでございます。

ただ、恐らく問題にされると思います選書をではどうするのかとか、そのあたりについてはやはり市の専門的な知識を持った司書が選書には当たる、あるいはレファレンスもそうしなければならないと、そういったふうなことで、そういった課題については先進市の図書館を視察させていただいた、その中でもさまざまな工夫はされているということですので、前向きに考えていきたいというふうには今考えておるところでございます。

◆戸田由紀子議員

今平成22年度からの行財政改革の推進計画が検討中です。この中に平成26年から図書館について指定管理者制度を導入とのつています。これはまだ教育委員会で議決されていないのに非常におかしなことだと思いますけれども、これをちょっとご説明いただきたいと思います。

◎教育部長（三浦光行）

お答えをいたします。

現在の推進計画につきましては、21年度までということになっておりまして、その中で今後も検討していく課題ということで公民館や図書館の管理運営のあり方ということが出ておりまして、引き続きやっぱり検討していく必要があるだろうと、そういうことで私どもはのせておるわけございまして、一部業務委託をやりながら、その中で問題点等を整理して、26年度からの方向ということで、現在はこれは内部的なことございまして、最終的には先ほども申し上げましたように教育委員会会議の議決というものがあってのことございまして、ちょっとご理解いただけないものがあるのかもしれませんが、現在ではこれまでのものをさらに検

討していくという、そういう過程の中で俎上に上げていくと、そういうことと、やっぱり一步一步着実に足場を固めていくべき必要のある業務委託であり、指定管理者ということで認識しておりますので、慎重に今対応していると、そういうこととでございます。

◆戸田由紀子議員

検討課題としてというところで教育委員会は認識していらっしゃるようだけれども、この推進計画の30ページ、図書館業務の委託化の促進ですね。ここに奉仕業務の一部、窓口業務の委託を3年間行い、その後全面的な指定管理制度への移行を行います。平成25年度には指定管理者制度導入準備、26年度には指定管理者制度導入というふうにもうしっかりと書き込まれております。先ほどのちょっとご答弁とは違うような気がします、いかがでしょうか。

◎教育部長（三浦光行）

お答えをいたします。指定管理者制度の導入につきましては、一部委託の状況や他市町村等の導入状況、そういったものを踏まえながら26年度に導入に向けてのそういう課題を検討し、そして関係機関と協議していくという、そういうスタンスでいるところでございます。

◆戸田由紀子議員

もしそうだとすれば、今のおっしゃったようなニュアンスでここに書くべきではないでしょうか。ちょっとそういうふうにはとてもとれません、この書き方では。もう導入とはっきり断定しています。ですから、ぜひこれは取り下げまして、この項目を削除していただきたいと思っております。それで今部長さんのおっしゃったようなニュアンスで書き直す必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

◎教育部長（三浦光行）

お答えをいたします。現段階では行革の本部会といったものを経てのことになっておりますので、私が今お話ししてきたようなこともあるということで進めさせていただきたいと、そういうふうに思っているところでございます。

◆戸田由紀子議員

ニュアンスが余りにも違い過ぎますので、ちょっと理解いたしかねております。これについてはまた改めて質問させていただきます。

それで、今年7月に日本図書館協会の図書館政策企画委員会では、図書館におけ

る指定管理者制度の導入調査結果をまとめています。それによりますと、県内で図書館を設置している 39 市町村のうち指定管理者を導入したのは野田市、流山市、市川市の 3 市で、いずれも複数の図書館が設置されている自治体です。一方、市原、船橋、白井、松戸、流山、佐倉、成田、印旛村、旭、匝瑳、東金、山武、東庄町、横芝光町、茂原、木更津、袖ヶ浦の 17 市町村が指定管理者制度は導入しないとしております。本市より財政規模が小さな自治体でも導入しないところがあり、またさらに導入しましたが直営に戻したところが全国で 3 館、島根県が 2 館と、福岡県 1 館があるので、自治体によって対応はさまざまな状況になっています。私は、教育施設である図書館に指定管理者制度はなじまないと考えております。本市の指定管理者制度は、去年の千代田保育所で明らかになったように何でも導入ありきで話を進めてきていますので、進め方に非常に疑問を感じております。この際、図書館に関しましては教育委員会での議決を待って、また教育委員会での結論が出るまで行革の計画にはのせるべきではないと思いますので、削除していただきたいと強く要望してこの項を終わります。

2 項目め、住みなれた地域でに移ります。

先ほどご答弁いただきました要介護認定について、4 月の新基準で認定した本市の状況をちょっと具体的に数字で示してください。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

お答えいたします。4 月以降の更新申請を行って、7 月までに結果を通知した人数については 380 人でございます。この中で、まず更新前の介護度と一次判定の比較で前と同じ方が 151 人、39.7%、前より軽くなった方が 156 人、41.1%、前よりも重度になった、重くなった方が 73 人、19.2%でございます。以上でございます。

◆戸田由紀子議員

それから、新規の更新者の中で要介護度が非該当とされた方は何人いらっしゃいますか。この方たちは受け皿があるのかどうか、またその後追いはされていますか。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

お答えいたします。新規申請者のうちで非該当の数は、本年 4 月から 7 月までの間は 7 名でございます。非該当の方の後追いといいますか、追跡ということでございますけれども、21 年 4 月より要介護度認定で非該当とされた方につきましては、介護予防事業におけます特定高齢者の候補者とみなすことができることとなりましたので、その旨を周知をいたしましてご案内をし、介護予防事業への参加につながっているところでございます。以上でございます。

◆戸田由紀子議員

ありがとうございました。では、ちょっと飛ばしまして地域包括支援センターに移ります。ネットワークについての取り組み状況、それとタイムスケジュールがあればお願いいたします。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

お答えいたします。先ほど壇上でも答弁いたしました。昨年4月に訪問介護事業所連絡協議会の設立支援を行うなど、現在までにケアマネジャー協議会との2団体の組織強化と後方支援を行っております。また、本年度はデイサービス及びデイケア事業者連絡会の新たな設置や、また医療機関との連携のための支援など、市内事業所のネットワーク化の強化に取り組んでいるところでございます。詳細なタイムスケジュールはございませんけれども、第4期介護保険事業計画の中で地域ケア体制の構築を目指していることから同様に考えているところでございます。以上でございます。

◆戸田由紀子議員

地域包括支援センターに関しましては、四街道市は社協に委託しておりますけれども、かなり内容的にはいい取り組みをしていただいているということはとてもうれしく思っております。ただ、これが日常生活圏に1カ所しかないのですけれども、本市にはこれが何カ所必要なのか、また複数必要となれば、その整備計画についてお願いいたします。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

日常生活圏につきましては、本市の場合には2圏域ということで設置をいたしまして、ただ2圏域を1カ所で現在行っているという状況でございます。以上でございます。

◆戸田由紀子議員

実は先日社協の方にちょっと来ていただいてお話を聞く機会がありました。そのとき包括の職員の方にその事業について詳しくお話を伺ったわけですが、その中では高齢者の虐待が増えている。その虐待を受けるのは認知症の女性が多く、虐待をするのは同居の息子、娘、ご主人であるとの話を伺いました。介護疲れによる心身ともに追い詰められてしまう様子を想像して、人の手をかりることは決して恥ずかしいことではない、我慢しないで公的なサービスを受けてほしいと痛感いたしました。新聞紙上などでは身内による介護疲れによる殺人のとても悲しいニュースが報道されない日はない状況になっております。身内だけの介護には限界があります。この包括の職員の方から困ったときはまず包括に連絡してほしい、365日

相談を受けつけている、何かしら力になりたいととても力強い発言がありました。本当にこの包括の方たち頼りになる存在です。まだ少し課題はあるかと思えますけれども、どうぞこれからも市民福祉、特に高齢者の方たちへの福祉の向上に向けて頑張っていたきたいと思えます。そして、行政も委託したから終わりではなく、介護のワンストップサービスを目指すという包括の活動に対して、人的、経済的な支援をよろしくお願いいたします。

次、移ります。学童保育のあり方ですが、待機児童は発生しないということですが、要件が満たない人、常勤で働いていない人たちやこれから働こうという人は学童には入れません。このような人たちのデータはとっていらっしゃるでしょうか。というのは、ぜひ一時保育を実施してみたらいかがかなと思うのですが、いかがでしょうか。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

お答えいたします。こどもルームにつきましては、今指定管理者制度で学童保育父母の会にお願いをしているところがございます。先ほど壇上で申し上げましたように待機児童は発生をしていない。ただ、今の例でありましたように現在保育が欠けている状態ではなくて、これから欠けるかもしれないという方については、欠けた時点で申請をすれば入れますので、私どもとしては現実には待機者は発生していないという父母の会からの報告を受けているところがございます。

◆戸田由紀子議員

欠けた時点で申請をすれば入れるということですが、ぜひこれも保育所のように学童保育の一時保育ということも実施してみたらいかがかと思えます。これは提案させていただきます。それから、管理運営についての検討状況を伺いました。運営については検討を依頼したということですが、具体的にいつ、だれがどのような依頼をされたのでしょうか。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

お答えをいたします。学童保育父母の会から総会時でも社会福祉協議会に運営をお願いしたい旨の要望が出ておりますので、その要望を市としても社会福祉協議会に伝えまして、現在は社会福祉協議会のほうで、まずは事務レベルでいろんな問題点を担当課と社会福祉協議会の事務局等で今協議をして、それをまた社会福祉協議会の中でもんでいただくと、そういう作業に今入っているところがございます。

◆戸田由紀子議員

具体的なタイムスケジュールがちょっとお示しいただけなかったのですが、社協

と担当課とで協議をされて、その結果をやりとりされているということなのですが、具体的に何回このやりとりをされたのか、それを具体的にお願いいたします。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

お答えいたします。先ほど壇上でも申し上げましたようにタイムスケジュールとしては、22年7月には23年度以降の指定管理者の募集方法にかかわる審査の依頼をすることになりますので、22年度当初より管理運営経費の算出作業に入ることから本年度中に管理運営指針を決定していきたいということで壇上でも申し上げました。議員仰せのようにいろんな問題点があるわけでございます。学童保育のほうは培ってきた今までの運営を維持したい、受けるほうとしては、学童保育のいろんな内容等を吟味しながら、受ける側としての内部での検討がやはり必要と考えておりますので、その辺をまとめた上で社会福祉協議会の中で協議をされていくと。その上でまた市のほうと協議をし、市で調整をしながらやっていきたいと考えております。以上でございます。

◆戸田由紀子議員

千葉県内で社会福祉協議会が指定管理者として学童保育を行っているところを教えてください。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

ただいま手元に資料ございませんけれども、私の記憶の範囲ですと習志野か船橋が社会福祉協議会に移行して学童保育の運営をしていたやに記憶をしているところでございます。

◆戸田由紀子議員

そういうふうに関係が実際に社協が運営しているところへの視察とか何かはされましたでしょうか。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

お答えします。担当者のほうでその市町村に行って実態を見てきた経緯はございますけれども、必要によりましてこれから社会福祉協議会等と相談をしながら検討していきたいと考えております。以上です。

◆戸田由紀子議員

済みません。この学童の指定管理者に関しましては、今回の指定管理に当たりまして、父母の会はとても受けることができない、もう限界を感じながら2年間だけならという必死な覚悟で指定管理を受けたということは、部長さんもお存じだと思います。それで今年度中、21年度中に方針を出さなければいけないという中、9月の時点でまだこのような状態と言ったら失礼なのですけれども、社協の中で検討しているのではないかと、何かとても他人事のようなニュアンスに受けとめてしまうご答弁をいただくことは私はとても心外です。市長さんが学童保育の総会できちんと社会福祉協議会へお願いしたいということをお力強くあいさつされております。それにもかかわらず何かやっているはずとか、そうではないかとかというふうな仮定の話を聞くということは、とてもちょっと信じられずしております。済みません。ちょっと言葉がきつくなってしまうかもしれませんが、これは本当に父母の会がもう指定管理を受けるそれこそ何年も前から市のほうへ社協とのジョイントということで要望されているわけですよ。その要望書も毎年出されております。そうして前回の指定管理に当たりましては、とにかく父母の会がもう2年間だけならという必死の思いで受けているのです。もし本当に部長さんが父母の会の思いをしっかりと受けとめていらっしゃるなら、もう今ごろはある程度の具体的な事項が出てきていいころではないかと思うのですけれども、何かちょっと私にはすごく他人事のように聞こえてしまっております。

それで、ちょっと角度を変えてお伺いいたしますけれども、土屋部長さん、一応福祉部の責任者でいらっしゃいます。小池市長さんの意を受けてどのように部下の方に指示をされて、またみずからも行動されていらっしゃるのでしょうか。土屋部長さんは社会福祉協議会の理事でもいらっしゃるわけですよ。受ける側の理事としてどのように社協の中で働きかけをしてこられたのか、それについてもお答えいただきたいと思っております。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

お答えいたします。学童保育父母の会からの要望につきましては、学童保育父母の会の考え方をございまして、受ける側の社会福祉協議会には社会福祉協議会の他の事業等いろんな兼ね合いがございます。私、今言われたように執行部の一員として、また社協の中の理事という職をいただいておりますけれども、その要望について社会福祉協議会の中で十分に協議をしていただきたい旨のお話はしました。後は、判断はあくまでも団体であります社会福祉協議会の中でそれが精査されて、判断されるものと考えております。以上でございます。

◆戸田由紀子議員

一応学童保育は、今まで四街道市のあれはとても中身がいいということで、市内外にもう知れわたっております。その学童保育を実際に監督といったら変なのです

けれども、その立場にある健康福祉部長さんです。もう少し積極的に部としてどうするのか。多分社協のほうもいろいろな事業との兼ね合いで課題を出してきていると思います。その課題解決に向けてぜひ一緒になって、こちらの市のほうも一緒になって協議をしていただきたいと思います。何かとでも、私、ちょっと本当に言葉がきつくなってしまうのを抑えながら言っているのですけれども、本当に前向きにもっと積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それで、まず提案させていただきます。四街道市と社会福祉協議会と父母の会で社会福祉協議会への事業の委託に向けての協議会を立ち上げていくお考えはありますか。その協議会で定期的に勉強会を開き、ほかの市の状況、視察なども行いながら、とにかくその方向性を出していくというふうなことが必要ではないかと思えます。これは当然なことではないかと思っております。市長さんの力強い発言もありましたようにこのことに関しましては四街道市民、そして市長さんの強い意向でもあります。それをぜひ受けていい形での移行ができるように、これ以上父母の会に心配をかけることなく、父母の会は今非常に心配しております。まだ方向が見えないと。時間はどんどんたっていってしまいます。これまでのこともあります。父母の会は、今回のことで信頼を裏切るような行為を市としてはとってほしくありません。そのためにもぜひ三者による協議会を立ち上げていただきたいと思います。お考えはありますでしょうか。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

お答えいたします。今要望を出しているのが学童保育父母の会、その相手として言われているのが社会福祉協議会でございますので、利用者の意向を確認しながら検討をしたいと思えます。

◆戸田由紀子議員

ぜひその三者による協議会を立ち上げていただきたいと思います。再度強く要望させていただきます。ちょっと聞きますけれども、協議会を立ち上げる必要はないとお考えでしょうか。

◎健康福祉部長（土屋文夫）

私は、ないともあるともお話をしておりませんので、両方の団体の意向を確認をしながら検討していきたいと思っております。

◆戸田由紀子議員

ぜひ市長さんの意向を受けて福祉部長さんの前向きな姿勢、本当にぜひ学童の子供たちのためにやったるぞという、そういう強い姿勢で臨んでいただきたいと思います。

ます。これは本当に強く要望させていただきます。では次、教科書問題に移ります。ちょっと時間の関係で教科書の採択に向けてのあれをお聞きしまして、これ市内での展示はされなかったようですが、それはなぜでしょうか。

◎教育部長（三浦光行）

お答えをいたします。市内では行っておりませんが、北総教育事務所あるいは成田の中央公民館、そういったところで行われていたということで把握しているところでございます。以上でございます。

◆戸田由紀子議員

以前四街道市の教育委員会の1階のところで展示をしていただいた覚えがございます。ぜひ次回にはそのようなことをお願いします。次移ります。市民協働と市民参加。この補助金に関しましては行革の中で交付基準の明確化とありますけれども、これと今市民協働のほうで行おうとしていることに関して整合性はあるのでしょうか。また、交付基準を作成するプロセス、そこに市民が参加することは、またタイムスケジュール、急いで申しわけないのですけれども、お願いします。

◎経営企画部長（神宮勉）

お答えをいたします。行革の関係の面につきましては、当然ながら市民の方々に入っていただいた評価をする組織でございますので、そういう中で評価されることによって進めていくことになるというふうに理解をしております。それでまた、市民参加の面では、行革に限らずさまざまな機会をとらえて市民参加の形をとると同時に、協働という形で事業化もしていくということを先ほどご答弁をさせていただいておりますので、そういう中で施策等が進んでいくものというふうに理解をしております。

◆戸田由紀子議員

この補助金などの交付基準の明確化につきましても、市民参加条例に基づいた市民参加の手続をぜひとっていただきたいと思います。それがやはり市民参加と市民協働の補助金のあり方の手順ではないかと思っております。済みません。では時間で済みますので終わりにします。ありがとうございました。